

令和 5 年 12 月 13 日
近 畿 経 済 産 業 局

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の 指定の解除(近畿経済産業局所管分)に関する意見を募集します

近畿経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 28 条第 2 項の規定に基づく指定旧供給地点の指定解除に関する意見を令和 5 年 12 月 13 日から令和 6 年 1 月 11 日まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給地点の指定解除に関する意見を募集するものです。

1. 意見募集の概要

平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準に達する供給地点については、経過措置として料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 5 項の規定に基づき指定旧供給地点としてそれぞれ指定しています。

指定旧供給地点の指定について（簡易ガス事業者分）（平成 28 年 12 月 27 日付け公表）

<https://www.kansai.meti.go.jp/3-9gasijigyo/keika-sochi/20161227k-shitei.html>

この度、令和 5 年 11 月 15 日を期日として、改正法附則第 28 条第 1 項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）に基づく報告があり、別紙の解除一覧に掲載する指定旧供給地点については指定の事由がなくなつたと認められるため、改正法附則第 28 条第 2 項の規定に基づき指定旧供給地点の指定を解除しようとするものです。

2. 意見募集期間

令和 5 年 12 月 13 日（水）～ 令和 6 年 1 月 11 日（木）

3. 意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイト

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（近畿経済産業局所管分）に関する意見の募集について（令和 5 年 11 月報告分）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595223064&Mode=0>

（本発表資料のお問い合わせ先）

近畿経済産業局

資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長 八田

担当者：岸田、埜田、橋本

電 話：06-6966-6046（直通）

F A X：06-6966-6091

指定の解除の対象となる近畿経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し番号	小売登録 番号	事業者名	団地名	指定旧供給地点所在地		①解除基準 (旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア ≤50%)に該当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≧他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア)に該当するか						③解除基準 小売料金が3年間下落かつ経過措置料金メニューの需要家≤自由料金メニューの需要家	備考
				(都道府県)	(市区町村)			旧簡易ガス 供給採用件 数	他燃料 採用件数	判定結果					
1	A0039	大丸エナウィン株式会社	安土グリーンタウン加賀団地	滋賀県	近江八幡市安土町	○	37.9%	○	0.0	2.0	0	≤	5.27054	×	適正な競争関係が確保されていると評価できる。